

保健事業に関する個人情報の共同利用について

海空運健康保険組合
理事長 原 秀則

個人情報保護法では、健保組合が保有する個人情報は、原則として本人の同意なく第三者に提供することはできません。ただし、法律上、「特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的並びに当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき」は当該個人情報の提供を受ける者は第三者に該当せず、本人の同意を得なくても、個人データを提供することができるとされております。加入者の皆さまの特段の意思表示が行われない場合は、個人情報の利用について同意が得られたものとさせていただきます。

当組合では、より効率的な健康管理事業を行うために、健診結果等について適用事業所事業主と共同利用することとしています。

(共同して利用する個人データの項目)

各種健診を受診した被保険者の氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、被保険者証記号、番号、事業所名、所属、健診受診日、健診項目、健診実施機関名、健診実施機関所在地、健康診断結果、特定保健指導コース及び氏名

(共同利用者の範囲)

1. 適用事業所事業主
2. 海空運健康保険組合

(利用目的)

海空運健康保険組合と適用事業所事業主は、被保険者の健康診断結果を次の目的で取得、使用いたします。

1. 事業所においては、被保険者の健康状態の把握および職場における健康管理のため
2. 健保組合においては、被保険者の健康の保持増進、生活習慣病の改善のための保健指導・栄養指導

(個人情報の管理責任者)

1. 適用事業所事業主

2. 海空運健康保険組合 東京都中央区日本橋室町3-4-7

理 事 長 原 秀 則

管理責任者 常務理事

(共同利用を同意されない場合)

海空運健康保険組合の保有する個人情報の共同利用に同意されない場合は、海空運健康保険組合総務課にお申し出ください。